

## 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集の改正(案)」 に対する意見の概要と県の考え方

千葉県環境生活部廃棄物指導課 指導企画班

- |                    |                                       |
|--------------------|---------------------------------------|
| 1 パブリックコメント実施期間    | 令和8年3月9日(月)～4月7日(火)                   |
| 2 意見提出者数(意見の件数)    | 1人(1件)                                |
| 3 提出された意見の概要と県の考え方 | ※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。 |

御意見の概要	県の考え方
<p>施設の搬入、搬出の(1)イの搬入対象品目について、生活環境保全の対象の観点から「感染性産業廃棄物」についても対象品目に加えても良いのではないかと考えます。</p> <p>弊社では「感染性産業廃棄物」の取り扱いをしており、パンデミックの際には保管や処理を行うに当たり困難な経験もしました。</p> <p>「感染性産業廃棄物」については密閉容器を使用していますが、箱(容器)を積み上げるだけとなる為、かなりの保管スペースが必要になります。</p> <p>また、保管した「感染性産業廃棄物」についても迅速な処理が必要です。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>今回の改正は、石綿や水銀、リチウムイオン電池等の一部産業廃棄物が他の廃棄物に混入して処理されることによる有害物質の放出や発煙・発火といった問題を解消するために行ったものです。</p> <p>積替・保管施設への搬入・搬出基準については、かつて、積替・保管施設を経由した廃棄物の所在が不明になる等、不適正処理の温床になっていたことをきっかけにして定めたものであり、今後も、有害廃棄物の適正な処理が進むよう必要な措置を講じてまいります。</p>